一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字出谷七一の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字出谷七一の三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除
(一)　保安林の所在場所　神奈川県南足柄市塚原字大杉平五一三六の二・五一三六の五・五一三六の六・五一三七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五一三六の七
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
二　指定
(一)　保安林の所在場所　一の(一)に同じ。
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町長江字天堤九の二三から九の二五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字下深谷六の二・一二九の二（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字下深谷一四六の二・一四七の二・一五一の二（以上三筆国有林）、一四八（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字コド石二〇七の一四（国有林）、二〇七の八、二〇七の九、字向山二二八の一一（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　魚つき
(一)　解除の理由　道路用地とするため
(二)　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(三)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(四)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三七の二・三七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町藤原字宝台樹九一五の九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青根字平丸六八七の四三（国有林）、六八七の四四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字横山七〇七の五二・七〇七の一一二から七〇七の一一四まで・七〇七の一一六・七〇七の一一七（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、七〇七の一〇九・七〇七の一一・七〇七の一一八（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
(一)　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）